

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に有期雇用の労働者として雇用され、製品加工包装業務に従事していたが、平成○年○月○日、正社員となり、同年○月○日に塗装部へ異動し、漆器の塗装補助業務に従事していた。

請求人によると、平成○年○月○日、会社で同僚から暴言・暴行を受けたことにより、全身のしびれ、動悸、鳴咽、血圧の上昇と恐怖を感じたという。

請求人は、同日、Cクリニックに受診し、「高血圧、不眠症」と診断され、同月○日、D病院に受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32.1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成○年○月○日頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、E医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、業務による出来事として、①会社で理不尽な扱いを受けたこと、具

体的には、(a)他人のミスをなすりつけられたこと、(b)セクハラを受けたこと、(c)同僚から残業を押しつけられたこと、(d)パート労働者の採用により雑用に回されたこと、(e)同僚から無視し続けられたこと、(f)同僚から事実を反する発言を受けなじられたこと、(g)塗料の缶の保管場所をめぐり同僚から暴言を受けたこと、(h)朝礼での立ち位置をめぐり同僚から暴行を受けたこと、②有期雇用から期間の定めのない正社員となったこと、③加工包装部から塗装部に配置転換があったことを主張する。

(5) 上記(4)中の①の出来事についてみると、以下のとおりである。

ア 当審査会として、上司、同僚からの聴取内容を始め本件一件記録を精査したが、上記(a)から(e)までの出来事については、請求人が主張する内容を本評価期間に起きた客観的な事実とみるに足る証拠を見いだすことはできなかったことから、これらの出来事を業務による出来事として評価することはできないと判断する。

イ 上記(f)の出来事については、請求人によれば、平成〇年〇月頃、Fから「トイレで隠れとったやろ」と、請求人があたかもトイレで時間をつぶして残業代を余計にもらおうとしたかのような発言を受けたとするもので、請求人は、当日、事実を反する旨を釈明するため、Fの自宅に電話したとし、Fも請求人から電話があったことを認めている。

しかしながら、Fは、当該電話での請求人の話の内容について理解できず、そもそも請求人と同じ部署になってから間もない時期であり話をしたこともない旨述べており、当審査会として本件一件記録を精査するも、Fが、退社間際にトイレに行ったという請求人の行動を非難する意図をもって、請求人に対し何らかの発言をした事実があったものと判断するに足る証拠を見いだすことはできなかった。

したがって、この出来事を業務による出来事として評価することはできないと判断する。

ウ 上記(g)の出来事については、平成〇年〇月〇日頃、G社長の指示により要保管の塗料の缶を置いた場所が、もともと請求人が私物を置いていた場所であったため、請求人が社長を呼び自身の備品の保管場所について話をしていたところ、請求人によれば、近づいてきたHから頭がおかしい等の暴言を受

け、怒られたというものである。

この出来事に関しHは、乱暴な言葉を使ってはいないし、怒ってもいない旨述べるが、G社長は、このときのHに関し、「あんた何バカなこと言ってるんや。」、「意味分からん。」等と怒っていた旨述べており、Hが相応に強い調子で請求人を批判、非難したものと推認される。

しかしながら、この出来事は、塗料の缶の保管という業務上の指示によって私物を置く場所が変わったことに私的な不満を募らせた請求人が、G社長と私物の置き場所に関し交渉していた際、これを見かねたHが請求人をたしなめたものとみることができるところ、当審査会としては、私物の置き場所をめぐる当該出来事を同僚とのトラブル等業務による出来事として評価することはできないものと判断する。

仮に、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみても、このときのHの態度は、威圧的、暴力的というものではなかった旨のG社長の申述を併せ勘案するに、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」ととどまるものと判断する。

エ 上記(h)の出来事については、平成〇年〇月〇日、朝礼の際、請求人が自身の横にあった台車をずらし、Hの並ぶスペースをあけて、Hにそのスペースを指す合図をしたが、Hによれば、請求人による同様の行為は前年末にも2回あり、当該行為を自身への余計な指図と感じていたところ、3回目に至り怒りが抑えられなくなり、朝礼終了後、作業を行う部屋で請求人の胸倉をつかんだ上、手にしていた作業服で請求人をはたいたというものである。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当する。

請求人は作業服で顔面をはたかれたとし、Hは太ももをはたいたとする点で相違があるものの、いずれにしても、Hの加害行為により請求人が相応の恐怖を感じたものと推認される。

しかしながら、当該加害行為に至る経緯、すなわちHが請求人の行為を余計な指図と感じたという、いわばささいな事柄が直接の発端となっていることからすると、一般的にHが請求人に大きな危害を及ぼすほどの暴行を行う

ものとは考え難く、現に、請求人は、当該加害行為を受けた後、高血圧の治療でかかりつけの医療機関に受診した旨述べるものの、当該加害行為によって医療機関での治療を要する程度の外傷を負ったものとは認められないことから、この出来事による心理的負荷の総合評価は、「中」にとどまるものと判断する。

- (6) 上記(4)中の②及び③の出来事については、それぞれ認定基準別表1の具体的出来事「自分の昇進・昇格があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」)、「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当する。

請求人、会社相談役Ⅰ及びⅡ専務の申述を総合すると、請求人は、加工包装部から塗装部への異動を前提とした正社員としての採用を提示され、希望してこれに応じたものと認められる。

他方、塗装部での業務において労働時間等の変更はなく、業務内容は補助業務であって、高度の専門的技術を要するものとは認められず、また、請求人が「フチ入れなどの作業も前の職場で経験がある。何でもできる。」とアピールしていたとするⅡ専務の申述について、事実と反するとみるべき事情もないことを勘案するに、これらの出来事の心理的負荷の総合評価は、それぞれ「弱」にとどまるものと判断する。

- (7) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特記すべき事項は認められない。

- (8) 上記(5)及び(6)のとおり、請求人には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つと「弱」の出来事が多くとも2つ認められるが、出来事の全体評価は「中」であり「強」には至らないことから、被災者が発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。